

平成30年度 学校を核とした地域力強化プラン

地域住民等の参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担うとともに、持続可能な地域の教育基盤の形成を図る。

趣旨

滋賀県「地域学校協働活動推進事業」

【補助率】 国 1/3
都道府県 1/3
市町村 1/3

地域と学校が連携・協働し、将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、県民一人ひとりが当事者意識をもって地域を創生する活動として、「地域学校協働活動」を推進する。

県

推進協議会の設置

- 総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター等を対象とした研修の企画
- 事業の評価

市町

運営委員会の設置

- 教育委員会と福祉部局等の連携方策
- 地域の人材確保方策の検討
- 支援体制の整備・支援活動の実施 等

統括的な地域学校協働活動推進員

(統括的なコーディネーター)

- ・未実施地域における取組実施を推進
- ・地域コーディネーターの資質や活動の質の向上

学校等

活動の場

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

地域の
多彩な人材

家庭
(保護者)

地域学校協働活動推進員

(地域コーディネーター)

- ・地域住民等や学校との連絡・調整
- ・地域学校協働活動の企画・推進等

学校
(教職員)

地域人材等の参画

地域学校協働活動

多数のボランティア等

協働活動支援員・協働活動サポーター・学習支援員

特別支援サポーター

土曜教育サポーター

土曜教育支援員

地域学校協働本部

■地域と学校が連携・協働する仕組みづくり(本部)を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施

(H30) 11市町114本部

- ・学校支援活動・学校周辺環境整備
- ・郷土学習・学びによるまちづくり
- ・地域人材育成・地域行事への参加 等



地域未来塾

■中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施

(H30) 6市町16教室

- ・放課後や長期休業中に学習を深めたいすべての子どもに学ぶ機会を提供



放課後子ども教室

■放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実

(H30) 7市町32教室

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

○放課後児童クラブ(首長部局)と連携

土曜日の教育支援

■すべての子どもたちの土曜日の教育活動を充実させるため、外部人材等の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施

(H30) 4市町31教室

- ・民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ人材等の協力を得た支援体制の構築

趣旨

「コミュニティ・スクール推進事業」(県実施)

【補助率】 国 1/3
都道府県 2/3

公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざす「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を加速させ、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

CSアドバイザー派遣

研修の充実

推進協議会・連絡協議会の開催

- 各自治体のCS立ち上げや推進体制の構築に向けた助言
- 市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進

- 学校運営協議会委員・教職員等を対象とした研修会を開催。

- CSの推進方策や効果的な運営方法等の情報共有、関係者による情報交換、県の推進方策の検討等を行う。

趣旨

「地域における家庭教育支援基盤構築事業」

8市町16活動

【補助率】 国 1/3
都道府県 1/3
市町村 1/3

各地域における家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、家庭教育支援チーム等の組織化・活動強化を図るための取組の推進など、家庭教育を支援するための様々な取組を支援する。

地域人材の養成

家庭教育支援体制の構築

家庭教育を支援する取組の展開

- 家庭教育支援員の養成
(H30) 4市町で実施

- 家庭教育支援チームの組織化
- 家庭教育支援員の配置
(H30) 4市で実施

- 学習機会の効果的な提供
- 親子参加型行事の実施 (H30)
- 情報提供・相談対応 8市町で実施

家庭教育支援チーム等の強化を図るため追加して実施可能な取組

- ①連絡会議・ケース会議等の設置・運営
- ②活動拠点の整備促進
- ③企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
- ④保護者に対する家庭教育支援に関する情報提供

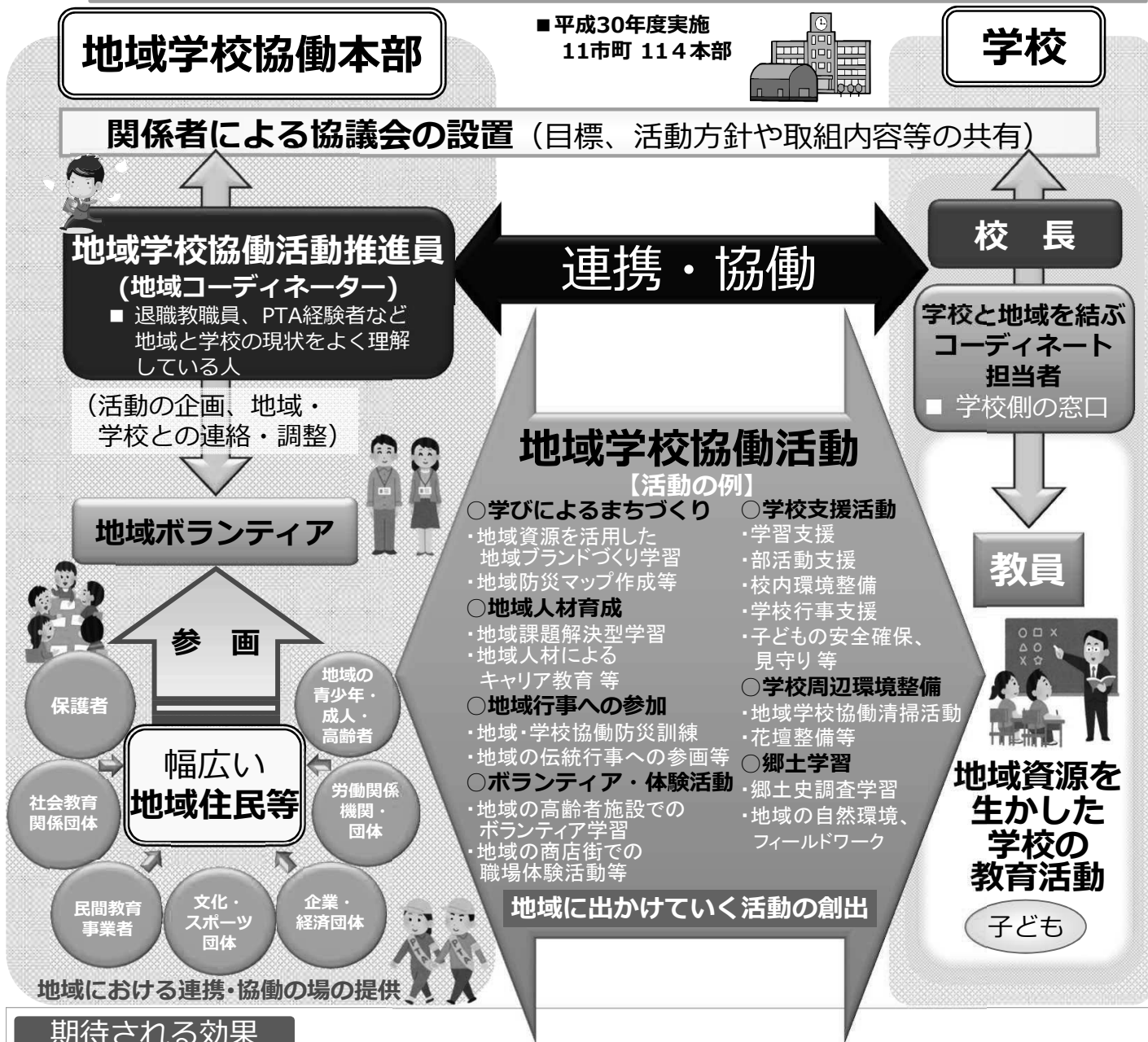
※①②は支援チームの設置が必要要件

地域学校協働本部 「支援」から「連携・協働」へ

【補助率】	国 1/3
	都道府県 1/3
	市町村 1/3

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施

趣旨 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る。



期待される効果

子どもにとって

⇒ 専門的な知識や技能を持った地域住民等とのふれあいを通じて、学びや体験活動が充実するとともに、地域の人々と顔見知りになり、地域の担い手としての自覚が高まる。また、多様な経験を積むことで、学習意欲が喚起され、自ら課題を解決しようとする資質と能力が育まれる。

学校にとって

⇒ 地域住民等の理解と協力を得て、地域資源を生かした授業づくりが進められる。また、学校支援ボランティアが組織化されると、教員の異動に関わらず、持続可能な学校支援体制が担保される。子どもの教育を保護者や地域住民等とともに担うことで、ひいては教員の負担軽減につながり、子どもと向き合う時間が増える。

地域にとって

⇒ 地域住民等が自らの経験や知識を子どもの教育に生かすことで、生きがいや自己実現の機会や場がつけられる。地域の子どもと顔見知りになり、ひいては、地域住民同士も顔と名前が一致する関係が進む。学校を舞台に地域の緩やかなネットワークが形成され、新たな地域コミュニティがつけられる。

地域未来塾

－地域の力による放課後等学習教室－

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3

現状と課題

- ・児童・生徒が、家庭において、学習する時間、特に予習・復習を行う時間が短い。
- ・学校において、放課後に学習支援を行う時間が短い。

【平成27年度 全国学力・学習状況調査結果より】

- ・家庭で保護者に学習を見てもらう機会が減っている。

【平成25年度 全国PTA意識調査結果より】

『学力向上 滋賀プラン』 (H27.3策定)

一人ひとりの「学力」を高めるため、生活の中で「学力」をつけること、子どもが繰り返し努力したことを認め、能力や可能性を引き出すこと、放課後や土曜など家庭での時間の使い方を考えることを重視し、子どもの力を県全体で伸ばしていく。

国の動向

- ・予算の増額
H29 322百万円
→ H30 566百万円
- ・平成31年度までに5,000中学校区で実施を目標
H28 3,000中学校区
H29 3,600中学校区
→H30 4,400中学校区

趣旨

地域未来塾

中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施

- ◆幅広い地域の協力を得て、放課後や長期休業中に学習を深めたい全ての子どもに学ぶ機会を
- ◆家庭での学習習慣が十分に身に付いていない中学生への学習支援の場として、多様な視点からの支援を実現
- ◆部活動休業日（ノー部活デー）の受皿として実施することで、教員の負担軽減を

教室のモデル

大学生や教員OBなどの学習支援員
・教育活動サポーター等を配置

【内容】

- ①自学自習の支援など補習的学習
- ②講義・授業など、教科に即した発展的学習

【対象】

学年や参加希望の有無などは、実施主体の実態に応じて柔軟に設定

【場所】

実施主体の実態に応じて柔軟に設定
(学校の余裕教室や地域の公民館など)

【回数等】

回数、定期・不定期不問

○県内の取組事例 H29

〈中学校で実施・放課後の学習支援〉

- ・対象は、中1～3年生の希望者
- ・年間40日（毎週水曜日、1時間程度）
- ・国語、英語、数学の基礎学力を培う補充学習
- ・指導員は、教員OBや大学生

子どもたちの 学習習慣の定着 「学力」の向上

学校との連携

- ・活動スペースとなる余裕教室の提供
- ・学習プリントの提供
- ・児童生徒の情報交換
- ・参加を促す広報チラシ等の配布
- ・ボランティアへの助言・サポート など

■平成30年度実施

6市町16教室

- ・彦根市（8 中⑦）
- ・湖南市（4 中④）
- ・日野町（1 中①）
- ・豊郷町（1 中①）
- ・甲良町（1 中①）
- ・多賀町（1 中①）

<以下の教室は、地域学校協働本部内で実施> 4市町25教室

- ・彦根市（4 小④）
- ・東近江市（13 小⑬中③）
- ・米原市（7 小③中④）
- ・多賀町（1 小①）

※本部内実施の場合は小学校も対象

学習が遅れがちな子どもに対して、基礎学力の定着を図る。

学習機会の提供によって、
貧困の負の連鎖を断ち切る。

貧困対策

貧困の中にある子どもの安全を確認し、その中で学習も支援する。

福祉部局からのアプローチ

- 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業
市町が国の補助事業を受け、11市1町で実施(H29)
対象は生活困窮世帯等限定あり
- 地域で遊べる・学べる淡海子ども食堂
滋賀の縁創造実践センターによる実施団体への助成事業
13市5町95か所で実施(H29)

放課後子ども教室

～放課後子ども総合プランの推進～

国	1/3
都道府県	1/3
市町	1/3

【補助率】

趣旨

「放課後子ども教室」は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。

平成30年度実施：7市町32教室

放課後子ども教室

『放課後子ども総合プラン』 として実施 (H26.7月策定)

放課後児童クラブ

地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター)

双方で情報共有

〈学校区ごとの協議会などで情報共有を図る。〉
取組の企画、交流できる機会や場づくり

放課後児童クラブ指導員

放課後子ども教室が設置されている場合は、積極的に交流する。

連携
協力

協働活動支援員
協働活動サポーター
特別支援サポーター
学習支援員

多様な
プログラムの
提供
安全管理

参画

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材、特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者など

【共通のプログラムの例】

○室内での活動

- ・学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習など)
- ・多様な体験プログラム(実験、工作、英会話、文化・芸術教室など)

○校庭・体育館での活動

- ・スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)



小学校など

- ・余裕教室等を提供
- ・学校敷地内の専用施設を利用
- ・体育館などの一時利用の促進

県の実施

放課後子ども総合プラン指導者等研修会(学校を核とした地域力強化プラン研修会)

コーディネーター、運営委員会委員、協働活動推進員、協働活動サポーター、ボランティア、専任指導員、関係職員等が一堂に会し、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

市町の実施

放課後子ども総合プラン運営委員会

- ・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策
- ・ボランティア等の人材確保・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価

放課後子ども教室

連携

放課後児童クラブ(学童保育)

○すべての子ども
○学び・体験・遊び・交流の場
地域の大人が、スポーツや学習、文化活動、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。
○遊び、学習(宿題)、スポーツ、文化活動など
協働活動支援員・協働活動サポーター ：学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理
特別支援サポーター ：特に配慮が必要な子どもたちへの支援
○小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館など
○平日の放課後・週末(教室により異なる)
○無料(教室により保険、材料費などの徴収あり)
○7市町32教室(平成30年度)

対象	○共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童
内容	○生活の場 専任指導員が、保護者に代わり、健康管理、安全に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。
主な活動	○遊び、学習(宿題)
スタッフ	専任指導員 遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成を図り、安全確保に努める。
実施場所	○小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設など
開催日	○平日の放課後、土曜(クラブにより異なる)
利用者負担	○月額5,000円～10,000円程度(施設により異なる)
県内数	○19市町327クラブ17,041人(平成30年5月1日現在)

土曜日の教育支援活動

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町	1/3

趣旨

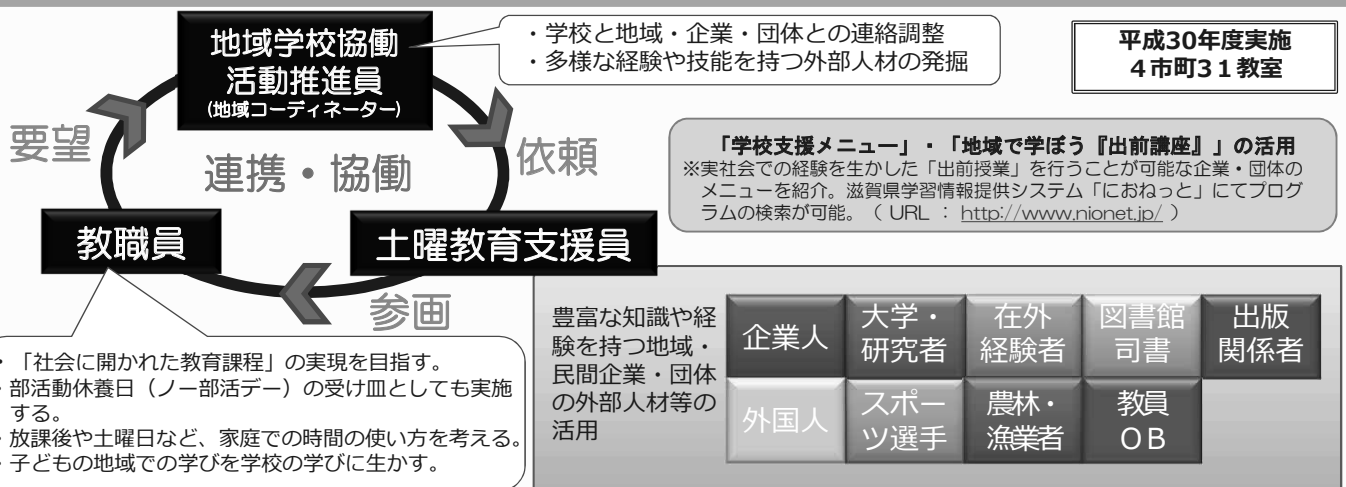
全ての子どもたちの土曜日等の教育活動を充実するため、地域・民間企業・団体等の多様な経験や技能を持つ外部人材等の協力・参画を得て、地域の豊かな資源を活用した体系的・継続的な学習プログラムや特色ある学習プログラムを企画・実施する市町・学校等の取組を支援することにより、支援体制の構築を図るとともに、「学ぶ力^(※)」を育むことをめざす。

(※)「学ぶ力」：子どもたちが自分の将来を真剣に考え、仲間とともに力を合わせ、自ら学ぼうとする力



土曜日の教育支援活動の仕組み

平成30年度実施
4市町31教室



地域・民間企業・団体等の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの教育支援活動の実施

- 地域の子どもを中心に据え、地域（地域人材）・家庭（保護者）・学校（教員）が確かにつながり、それぞれの立場から教育の営みに関わることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。
- 地域の豊かな社会資源を活用した体系的・継続的な学習プログラムを実施することにより、「学ぶ力」の向上を図る。

～土曜学習例～

● 学習意欲や学習習慣形成につなげる事例

学力向上を図る補足的・発展的学習、作文教室、科学実験教室、基礎学力の向上、中学生の学力向上、在外経験者による外国語教室 等

● 体験活動を中心とした事例

自然体験、書道、絵画、茶道、囲碁、工作、料理、和太鼓、楽器演奏 等

● 地域の歴史や文化を学ぶ事例

地域の伝統学習（伝統行事、祭り）等

地域・企業・団体ならではの
実社会で得られた
知識や経験を子どもたちへ！

外部人材を活用した土曜日の教育支援体制の構築により、
社会全体で「子どもの育ち」を支える地域づくりを推進する。



地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】	国 1/3
	県 1/3
	市町 1/3

背景

○家庭教育が困難な現状

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなどの現状がある中、全ての親が安心して家庭教育を行う上で、身近な相談相手として、地域の多様な人材で構成される家庭教育支援チームによる支援活動が有効。

趣旨

各地域における、家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、家庭教育支援チーム等の組織化・活動強化を図るための取組の推進など、家庭教育を支援するための様々な取組を支援するもの。

県

①推進協議会の設置

- ・家庭教育支援活動の総合的な在り方の検討
- ・市町における家庭教育支援体制の充実
- ・家庭教育に関する事業の評価



②家庭教育に関する人材育成・啓発

※家庭教育活性化推進事業として実施

- ・（新）家庭教育支援員の養成研修
- ・親育ち・家庭教育学習講座の開催
- ・企業内・PTA家庭教育学習講座の開催支援
- ・家庭教育啓発ポスター作製

市町

運営委員会等の設置

- ・家庭教育支援体制の整備、支援活動の実施
- ・地域の人材確保や養成方策の検討
- ・福祉部局等との連携方策

平成30年度実施 （8市町16活動）

近江八幡市、草津市、栗東市、甲賀市
湖南市、高島市、日野町、竜王町

①地域人材の養成

◆家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成

課題について意見交換

参画



子育て経験者など地域の多様な人材

[平成30年度4市町で実施]

体制の構築

②家庭教育支援体制の構築

◆家庭教育支援員の配置

家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

◆家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化
- 学習機会や交流の場づくりの企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー
民生・児童委員、元教員、保健師等



[平成30年度4市町で実施]

支援の実施

③家庭教育を支援する様々な取組を展開

◆学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供

◆親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

◆情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や対応を実施

[平成30年度8市町で実施]



家庭教育支援チーム等の強化を図るため追加して実施可能な取組

※①②は支援チームの設置が必要要件

- ①連絡会議・ケース会議等の設置・運営（1町で実施）
- ②活動拠点の整備促進
- ③企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
- ④保護者に対する家庭教育支援に関する情報提供（1町で実施）

- …各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化
- …家庭教育支援チームの組織化を強化
- …家庭教育に関する学習機会を強化
- …必要な情報発信力を強化

子育て中の全ての親への支援

身近な地域において、家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整え、地域全体で家庭教育を支援する。

滋賀県コミュニティ・スクール推進事業

趣旨

・学校が抱える課題の解決を図り、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」への転換を目指すことが必要であり、平成29年4月学校運営協議会の設置が努力義務化された。
 ・「学校運営協議会制度」に関する研修機会の拡充等を図り、制度や事例についての理解を深めることを通じて、県内の学校運営協議会設置校の一層の拡大や取組の充実を図る。また市町や県立学校のコミュニティ・スクールの立ち上げや推進体制の構築に向けて助言を行うアドバイザーを県に配置し、各市町や県立学校を訪問して助言を行うとともに、県内全域において市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進する。

CS導入・運営の充実に向けた支援体制の構築

国庫補助事業 コミュニティ・スクール推進体制構築事業として実施 補助率：国1/3

①CSアドバイザー派遣

市町・県立学校のCS立ち上げや推進体制構築に向けた助言

②コミュニティ・スクールの研修の充実

推進フォーラム・学校管理職研修会・事業成果報告会等開催

③推進協議会・連絡協議会の開催

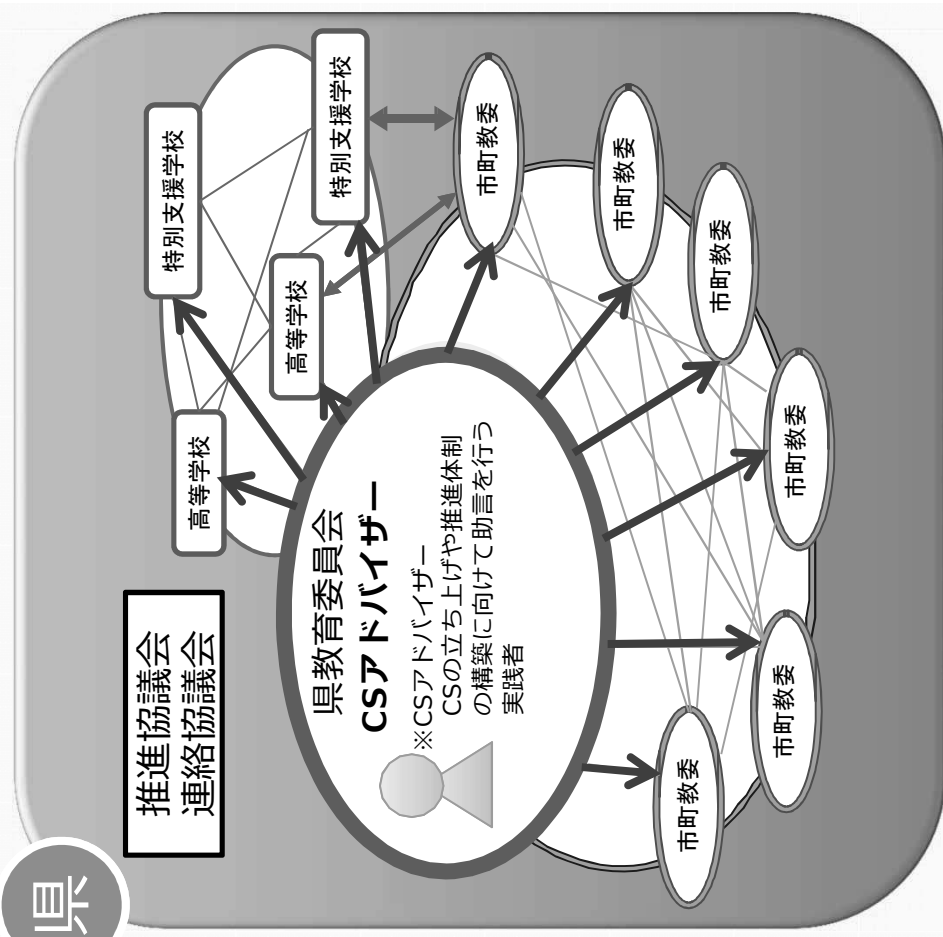


④学校運営協議会設置（県立学校）

コミュニティ・スクールの設置拡大および取組が充実することにより得られる効果

- 学校教育の質の向上および学校支援活動の充実
 - 地域と学校が、共通したビジョンをもった主体的・能動的な取組の展開
 - 地域の学校理解の深まり、当事者意識の向上
- 社会総がかりで子どもたちを育む

県



⇨地域と学校の連携・協働体制の構築により、教職員が子どもと向き合う時間が確保される。